

防官企第13208号
25.9.30

各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長
技 術 研 究 本 部 長
装 備 施 設 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長
殿

大臣官房長

消費税の転嫁拒否等の違反被疑情報の取扱いについて（通知）

標記について、内閣官房消費税価格転嫁等対策準備室から別添のとおり連絡があり、平成25年10月1日から施行される消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）に基づく消費税の転嫁拒否等の違反被疑情報の取扱いについて、同法が効力を有する間、別紙のとおり対応することとされたので、管下の職員に周知された。

- 添付書類：1 別紙
2 消費税の転嫁拒否等の違反被疑情報の取扱いについて（平成25年9月2日付事務連絡）

消費税の転嫁拒否等の違反被疑情報の取扱いについて

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第3条又は第8条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実（以下「違反被疑情報」という。）があるときの防衛省における当該違反被疑情報の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1 違反被疑情報の連絡・通知

- (1) 職員は、その職務の遂行に関して事業者と接触した場合等に、違反被疑情報に接したときは、速やかに大臣官房企画評価課に連絡するものとする。
- (2) 大臣官房企画評価課は、消費税転嫁対策特別措置法第17条の規定に基づき、連絡を受けた違反被疑情報の内容に応じ、当該違反被疑情報に係る事業者を所管する主務大臣等の情報通知窓口（消費税の転嫁拒否等の違反被疑情報処理に係る運営要領（平成25年8月23日。消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部幹事会決定）2（情報受付窓口及び情報通知窓口）に規定する情報通知窓口をいう。）又は内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室（以下「推進室」という。）に通知するものとする。

2 違反被疑情報の種類

違反被疑情報の種類は、以下のとおり。

- (1) 消費税の転嫁拒否等の行為（消費税転嫁対策特別措置法第3条（特定事業者の遵守事項）に係る違反被疑情報）
 - 特定事業者（※1）が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者（※2）から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしたと疑うに足りる事実
 - ア 減額
商品又は役務の対価の額を減じることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。
 - イ 買ったたき
商品又は役務の対価の額を当該商品又は役務と同種又は類似の商品又は役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。

ウ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制

特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

エ 税抜価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

オ 報復行為

アからエまでの行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

※1 次に掲げる事業者をいい、転嫁拒否をする側（規制対象）（買手）である。

- ① 大規模小売事業者（一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行う者を含む。）であって、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）
- ② 個人である事業者、人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）である事業者又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下である事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人である事業者

※2 次に掲げる事業者をいい、転嫁拒否をされる側（売手）である。

- ① 大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
- ② ※1②の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する個人である事業者、人格のない社団等である事業者又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下である事業者

(2) 消費税の転嫁を阻害する表示（消費税転嫁対策特別措置法第8条（事業者の遵守事項）に係る違反被疑情報）

事業者が、平成26年4月1日以後に供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしたと疑うに足りる事実

ア 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

例)「消費税は転嫁しません」、「消費税は当店が負担しています」

イ 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
例)「消費税率上昇分値引きします」

ウ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であってイの表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
例)「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

3 違反被疑情報の管理

- (1) 防衛省が保有する違反被疑情報については、違反被疑情報の取扱いに関する事務に関与しない職員にみだりに知られることにより、違反被疑情報の提供者等の事業活動等に不利益を与えるおそれがあり、ひいては防衛省の業務の遂行に支障を与えるおそれがあることから、「取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて」(防防調第4608号。19.4.27)に基づき、「注意」として取り扱い、違反被疑情報に関する文書等は、鍵のかかる容器に保管するものとする。
- (2) 防衛省が保有する違反被疑情報については、職務上知ることのできた秘密であり、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第59条又は国家公務員法(昭和22年法律第120号)第100条の規定に基づき、これを漏らしてはならない。

4 保有する違反被疑情報の開示請求について

- (1) 違反被疑情報が記載された文書の保存期間は、3年とする。
- (2) 違反被疑情報が記載された行政文書が開示された場合には、違反被疑情報の提供者等の事業活動等に不利益を与えるおそれがあり、また、違反被疑情報に係る行為に係る正確な事実の発見を困難ならしめる事態を招き、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査活動等に支障を来すおそれがある。このため、違反被疑情報に関する情報について行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)に基づく開示請求があった場合には、当該情報は全般的に情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号イの不開示情報に該当することから、全部不開示決定するものとする。
- (3) 個別の違反被疑情報は、その存否を応答するだけで、違反事業者等の事業活動等に不利益を与えるおそれがあり、また、正確な違反事実の把握を困難にし、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査活動に支障を及ぼすと考えられるため、個別に特定された違反被疑情報に関する行政文書について、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、情報公開法第8条に基づき、存否応答拒否として不開示決定するものとする。

5 その他

この取扱いによる対応の細部については、特に必要がある場合には、大臣官房企画評価課長から示すものとする。

事務連絡
平成 25 年 9 月 2 日

防衛省 御中

内閣官房消費税価格転嫁等対策準備室

消費税の転嫁拒否等の違反被疑情報の取扱いについて

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）が平成 25 年 10 月 1 日から施行されることになりましたが、これに先立ち、平成 25 年 8 月 23 日、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部幹事会において、同法第 3 条又は第 8 条の規定に違反する行為があると疑うに足る事実（以下「違反被疑情報」という。）を円滑に処理するため、「消費税の転嫁拒否等の違反被疑情報処理に係る運営要領」を決定しましたので、参考送付します。

本運営要領は、事業者の事業を所管する省庁及び規制官庁に適用されるものですが、同法 17 条の規定に基づき、貴省も違反被疑情報があるときは、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、違反被疑情報を通知する必要があります。

つきましては、本運営要領を参考として、同法に基づき、適切に対応されたくお願いいたします。

消費税の転嫁拒否等の違反被疑情報処理に係る運営要領

平成 25 年 8 月 23 日
消費税の円滑かつ適正な転嫁等
に関する対策推進本部幹事会決定

1. 目的

本運営要領は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第3条又は第8条の規定に違反する行為があると疑うに足る事実（以下「違反被疑情報」という。）を円滑に処理するために定める。

2. 情報受付窓口及び情報通知窓口

- ・ 本運営要領に基づき、違反被疑情報を受け付ける窓口（以下「情報受付窓口」という。）は、別紙記載のものとする。
- ・ 内閣総理大臣、公正取引委員会、消費税転嫁対策特別措置法第18条で規定される主務大臣、中小企業庁長官及び国税庁長官は、下記4の通知を行う際の窓口（以下「情報通知窓口」という。）として1窓口を定めるものとする。また、各情報受付窓口のうち、都道府県（主務大臣の権限に属する指導等の事務を都道府県知事が行うこととなる場合における当該都道府県知事を除く。以下同じ。）及び市町村が情報受付窓口を設ける場合においても、情報通知窓口として1窓口を定めるものとする。

3. 情報の受付

- ・ 各情報受付窓口は、情報受付票（別添）に定める事実関係を聴取する。

4. 受け付けた情報の通知

- ・ 各情報受付窓口は、違反被疑情報を、消費税転嫁対策特別措置法に基づき指導又は助言を行う主務大臣（主務大臣の権限に属する事務の一部を行うこととされた都道府県知事にあつては当該都道府県知事。主務大臣が不明な場合等にあつては内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室（仮称）（以下「推進室」という。）が裁定する先。以下これらをあわせて「主務大臣等」という。）に通知するものとする。
- ・ 公正取引委員会及び中小企業庁長官が自ら設けている窓口において受け付けた消費税転嫁対策特別措置法第3条に係る違反被疑情報（以下「3条違反被疑情報」という。）並びに内閣総理大臣から権限の委任を受けた消費者庁長官が自ら設けている窓口において受け付けた同法第8条に係る違反被疑情報は、主務大臣等に通知しないものとする（特段考慮すべき事情がある場合を除く）。公正取引委員会又は中小企業庁長官が自ら設けている窓口において受け付けた同法第8条に係る違

反被疑情報は内閣総理大臣から権限の委任を受けた消費者庁長官に通知するものとし、内閣総理大臣から権限の委任を受けた消費者庁長官が自ら設けている窓口において受け付けた3条違反被疑情報は公正取引委員会に通知するものとする。

- ・ 各情報受付窓口（各情報受付窓口が消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）、都道府県及び市町村である場合を除く。）から主務大臣等に通知する際は、当該情報受付窓口側の情報通知窓口を経由して、主務大臣等の情報通知窓口宛てて通知するものとする。ただし、主務大臣の権限に属する事務の一部を都道府県知事が行うこととされている場合にあっては、当該主務大臣の情報通知窓口を経由して、都道府県知事に通知する。
- ・ 消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）で受け付けた違反被疑情報は、内閣府消費税価格転嫁等相談対応室（仮称）が推進室に報告し、同室が主務大臣等の情報通知窓口宛てて通知する。
- ・ 税務署の情報受付窓口が受け付けた違反被疑情報は、国税庁を経由して主務大臣等の情報通知窓口宛てて通知する。
- ・ 都道府県及び市町村は、受け付けた違反被疑情報について、推進室を経由して主務大臣等の情報通知窓口宛てて通知する。
- ・ 情報を通知しようとする情報通知窓口は、違反被疑情報を通知するに当たり、必要に応じ、事前に当該情報の概要について、主務大臣等の情報通知窓口と連絡する。
- ・ 違反被疑情報の通知は、受付後速やかに行うものとする。
- ・ 主務大臣が不明又は通知先に疑義が生じた場合は、推進室に連絡する。推進室は受付情報等を踏まえ、通知先を裁定する。

5. 3条違反被疑情報を提供した者に対する調査結果の通知

- ・ 情報受付窓口に対して3条違反被疑情報を提供した者が、調査結果について回答を求めたときは、情報を提供した者の秘密の保護を図る観点から、次の条件を全て満たす場合に限り、当該情報提供者に対して書面で調査結果を通知するものとする。当該通知は、3条違反被疑情報に係る調査を行った公正取引委員会、主務大臣（主務大臣の権限に属する事務の一部を行うこととされた都道府県知事にあっては当該都道府県知事）又は中小企業庁長官が行うものとする。
 - ① 3条違反被疑情報があるとする事業者の商品・役務を供給する事業者からの、書面による申出であること
 - ② 当該書面において、情報提供者の名称、住所、電話連絡先、3条違反被疑情報があるとする事業者の名称、区分及び被疑行為の具体的な事実が記載されていること
 - ③ 当該書面において、調査結果の回答を求める旨、明記していること
- ・ 情報受付窓口では、3条違反被疑情報を提供した者が調査結果について回答を求めたいとしたときは、前記を説明しなければならない。

6. 推進室への報告等

- ・ 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官及び国税庁長官は、毎月末に、違反被疑情報として自らの情報受付窓口において受け付けた件数、及びこのうち調査を担当する主務大臣等に通知した件数並びに他の主務大臣等から通知されたものの件数を取りまとめ、翌月の10日までに推進室に報告する。
- ・ 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、違反被疑情報に係る調査開始の判断をした段階、調査の結果、助言又は指導（内閣総理大臣から権限の委任を受けた消費者庁長官又は公正取引委員会にあっては助言、指導又は勧告）の措置が完了した段階（調査の結果、措置不要と判断した事案にあっては調査が完了した段階）で、それぞれ、担当部署から、直接又は情報通知窓口を経由して、速やかにその旨を推進室に報告する。
- ・ 公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、書面調査に基づき調査開始相当の事業者を選定した際には、速やかに推進室に報告する。また、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、職権探知した違反被疑情報に係る調査開始の判断をした際においても、速やかに推進室に報告する。既に、推進室に当該内容が報告されている場合は、推進室は、調査の重複を回避する観点から、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に、その旨を通知する。

7. 関係機関の協力

主務大臣等が他の行政機関に情報又は資料の提供その他必要な協力を求める際には、担当部署間で行うものとし、協力を求める当該行政機関の担当部署が不明な場合は、情報通知窓口を通じて行うものとする。

8. 公正取引委員会、消費者庁への措置請求

消費税転嫁対策特別措置法第5条の規定に基づき、主務大臣（主務大臣の権限に属する事務の一部を行うこととされた都道府県知事にあっては当該都道府県知事）又は中小企業庁長官が公正取引委員会に措置請求を行う場合、又は、公正取引委員会、主務大臣（主務大臣の権限に属する事務の一部を行うこととされた都道府県知事にあっては当該都道府県知事）若しくは中小企業庁長官が内閣総理大臣から権限の委任を受けた消費者庁長官に措置請求を行う場合には、あらかじめ協議を行うこととする。

9. 情報の管理

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、違反被疑情報について、情報管理責任者及び情報管理に関する規程を定める等して、厳格にこれを管理しなければならない。

10. 運用期間

本運営要領の運用期間は、消費税転嫁対策特別措置法の施行の日から同法が失効する日までの間とし、同法附則第2条の規定により同法の失効前の違反行為については、本運営要領の運用期間終了後においても、従前と同様に処理するものとする。

11. 雑則

- ・ 本運営要領に基づき運営する際に不明な点等が生じた場合は、推進室が、必要に応じ関係省庁の協力を得て、これに対処する。
- ・ 登録した窓口の変更等本運営要領に関する事実関係に変更等があった場合には、速やかに推進室に報告するものとし、推進室は当該変更事項等を関係機関に周知するものとする。

(別添参考：処理フロー)

○情報受付窓口・情報通知窓口登録表

公正取引委員会事務総局

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
経済取引局 取引部 取引企画課 上席転嫁対策調査官	〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3378	事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課 上席転嫁対策調査官	〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3378	tenkataisaku@jftc.go.jp
北海道事務所 総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-231-6300				
東北事務所 総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-7095				
中部事務所 総務課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9421				
近畿中国四国事務所 総務課	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2173				
近畿中国四国事務所 中国支所 総務課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501				
近畿中国四国事務所 四国支所 総務課	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441				
九州事務所 総務課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-5881				
内閣府 沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0031				

警察庁

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
生活安全局生活安全企画課 (警備業係)	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館18階	03-3581-0141 (内線3058)	生活安全局 生活安全企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館18階	03-3581-0141 (内線3024)	取得中
生活安全局生活安全企画課 (古物・質屋・探偵業係)		03-3581-0141 (内線3056)				
生活安全局保安課		03-3581-0141 (内線3174)				
交通局交通企画課		03-3581-0141 (内線5043)				
交通局運転免許課		03-3581-0141 (内線5334)				

金融庁

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
総務企画局市場課	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線3615	総務企画局政策課総合政策室	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	03-3506-6359(直通)	取得中
総務企画局企業開示課	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線2768				
監督局総務課協同組織金融室	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線3389				
監督局総務課信用機構対応室	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線3234				
監督局総務課金融会社室	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線3310				
監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線2618				
監督局銀行第一課	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線3832				
監督局銀行第二課	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線2389				
監督局保険課	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線3774				
監督局証券課	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館	代表03-3506-6000 内線3720				
北海道財務局金融監督第一課	北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 10,11F	代表011-709-2311 内線4355				
東北財務局金融調整官	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎	代表022-263-1111 内線3711				
関東財務局金融調整官	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館	直通048-600-1275				
北陸財務局金融監督第一課	石川県金沢市新神田4丁目3番10号(金沢新神田合同庁舎)	直通076-292-7859				
東海財務局金融調整官	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番1号	直通052-951-1863				
近畿財務局金融調整官	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1-76(大阪合同庁舎4号館)	代表06-6949-6390 内線3157				
中国財務局金融調整官	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	代表082-221-9221 内線3430				
四国財務局金融監督第一課	香川県高松市中野町26番1号	代表087-831-2131 内線343				

九州財務局金融調整官	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎	代表096-353-6351 内線3084			
福岡財務支局金融調整官	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号(福岡合同庁舎4階)	代表092-411-7281 内線3446			
沖縄総合事務局金融監督課	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	代表098-866-0031 内線82443			

消費者庁

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
表示対策課	東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階	03-3507-9193	表示対策課	東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階	03-3507-9193	g.tenkataisaku@caa.go.jp

総務省

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
大臣官房企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5158	大臣官房企画課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5158	tenka-taisaku@soumu.go.jp
情報流通行政局総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5711				
情報流通行政局放送政策課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5776				
情報流通行政局地上放送課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5791				
情報流通行政局衛星・地域放送課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5809				
情報流通行政局郵政行政部郵便課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5975				
情報流通行政局郵政行政部信書便事業課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5976				
総合通信基盤局総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館	03-5253-5826				

法務省

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
大臣官房司法法制部審査監督課債権回収企画係	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111 内線5914				
大臣官房司法法制部審査監督課紛争解決業務認証係	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111 内線5923・2378				

大臣官房司法法制部 司法法制課	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111 内線5983	大臣官房秘書課	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111 内線2083	2s00021@moj.go.jp
民事局民事第二課	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111 内線5961				
保護局更生保護振興課	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111 内線4302				

財務省

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
理財局総務課たばこ塩事業室	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4111	理財局たばこ塩事業室	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4111	取得中
東京税関業務部通関総括第2部門	東京都江東区青海2-7-11東京湾合同庁舎	03-3599-6338				
横浜税関業務部通関総括第2部門	神奈川県横浜市中区新港1-6-2 横浜第一港湾合同庁舎2階	045-212-6110				
神戸税関業務部通関総括第3部門	兵庫県神戸市中央区新港町12-1	078-333-3155				
大阪税関業務部減免還付部門	大阪府大阪市港区築港4-10-3	06-6576-3361				
名古屋税関業務部特殊鑑定部門	愛知県名古屋市中区入船2-3-12	052-654-4124				
門司税関業務部通関総括第2部門	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	050-3530-8401				
長崎税関業務部通関部門	長崎県長崎市出島町1-36	095-828-8668				
函館税関業務部統括審査官部門	北海道函館市海岸町24-4	0138-40-4256				
沖縄地区税関業務部通関総括第2部門	沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎3階	098-862-9281				
関東財務局理財部理財第3課	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1121				
近畿財務局理財部理財第二課	大阪府大阪市中央区大手前四丁目1-76	06-6949-6368				
北海道財務局理財部理財課	北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎	011-709-2311				
東北財務局理財部理財課	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3-1	022-263-1111				
東海財務局理財部理財課	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	052-951-2546 052-951-1784				
北陸財務局理財部理財課	石川県金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎	076-292-7852				
中国財務局理財部理財課	広島県広島市中区上八丁堀6番30号	082-221-9221				

四国財務局理財部理財課	香川県高松市中野町26番1号	087-831-2131				
九州財務局理財部理財課	熊本県熊本市西区春日2-10-1	096-353-6351				
福岡財務支局理財部理財課	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号	092-411-7281				
内閣府沖縄総合事務局財務部理財課	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館10階	098-866-0092				

国税庁

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
酒税課	千代田区霞ヶ関3-1-1	03-3581-4161	消費税室	千代田区霞ヶ関3-1-1	03-3581-4161	取得中
各税務署	-	-				

文部科学省

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
大臣官房政策課	東京都千代田区霞が関3丁目2-2	03-6734-2963	大臣官房政策課	東京都千代田区霞が関3丁目2-2	03-6734-2963	取得中

厚生労働省

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
政策統括官 社会保障担当参事官室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111 (内線7693)	政策統括官 社会保障担当参事官室	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111 (内線7693)	k-tenkat@mhlw.go.jp
医政局総務課	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2189				
医政局指導課	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2194				
医政局経済課	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2421				
健康局総務課	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111 (内線2962)				
社会・援護局 地域福祉課消費生活協同組合業務室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111 (内線2875)				

農林水産省

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
経営局総務課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3501-1384	経営局総務課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3501-1384	svouhizei_tenka@nm.maff.go.jp
食料産業局企画課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8245				
林野庁企画課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8037				

水産庁水産経営課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8426			
----------	-----------------	--------------	--	--	--

経済産業省

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
経済産業政策局 消費税転嫁対策室(仮称) ※(注1)	東京都千代田区霞が関1-3-1	調整中	経済産業政策局 消費税転嫁対策室(仮称) ※(注1)	東京都千代田区霞が関1-3-1	調整中	取得中
※(注2)	—	—				
※(注3)			中小企業庁 消費税転嫁対策室(仮称) ※(注1)	東京都千代田区霞が関1-3-1	調整中	取得中

【補足】

※(注1) 現在、経済産業省(本省)及び中小企業庁では、本法の実施に向けた体制整備として、それぞれに訓令室(消費税転嫁対策推進室(仮称))を設置する予定。(現在関係部局等と調整中)。

※(注2) 経済産業局の受付窓口の設置について、現在調整中

※(注3) 中小企業庁は主務官庁ではないため、情報通知窓口のみ登録。別途、相談窓口を設置。

国土交通省

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
総合政策局政策課調査係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線24225)				
総合政策局物流政策課(物流産業室)渉外第二係	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-8111 (内線25323)				
土地・建設産業局不動産課適正指導係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線25127)				
土地・建設産業局建設業課調査係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線24724・24783)				
土地・建設産業局企画課鑑定評価指導室資格係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線30653)				
土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室建設振興係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線24815)				
土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室不動産特定共同事業係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線25159)				

土地・建設産業局地価調査課公共用地室用地企画係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線30147)	総合政策局政策課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線24225)	shohizei_tenka@mlit.go.jp
鉄道局鉄道サービス政策室	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線40612)				
自動車局総務課企画室道路係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線41155)				
自動車局旅客課総務係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線41212)				
自動車局貨物課適正取引相談窓口	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線41332)				
自動車局整備課適正化指導係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線42425)				
海事局内航課旅客航路活性化推進室調整係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線43454)				
港湾局港湾経済課業務係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線46845)				
港湾局海洋・環境課広域環境係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線46682)				
航空局航空事業課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線48513)				
観光庁観光産業課施設係	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線27307)				
地方支部局(各地方整備局、運輸局等)に設置を検討中						

環境省

情報受付窓口			情報通知窓口			
部局課名	所在地	電話番号	部局課	所在地	電話番号	窓口用メールアドレス
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎5号館	03-5501-3154	総合環境政策局環境経済課	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	03-5521-8230	ZEI@env.go.jp
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室	千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎5号館	03-5501-3155				
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	千代田区霞が関1-2-2 合同庁舎5号館	03-5501-3156				
自然環境局総務課動物愛護管理室	東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館	03-3581-3351				

情報受付票（①転嫁拒否行為関係）

【情報提供者等】			違反被 疑情報	調査結 果回答
受 付 日 時	平成 年 月 日 () : ~ :			
受 付 方 法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他			
受 付 者	所 属			
	氏 名			
情 報 提 供 者	氏 名			□④
	電 話 連 絡 先	<input type="checkbox"/> 勤務先 () <input type="checkbox"/> 自宅・携帯 ()		
	情 報 提 供 者 の 属 性	<input type="checkbox"/> 供給事業者 (<input type="checkbox"/> 経営者・役員 () <input type="checkbox"/> 管理職 () <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 弁護士 (代理人))		□⑤
		<input type="checkbox"/> 違反被疑事業者の内部告発 (<input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 従業員) <input type="checkbox"/> その他 ()		

【情報提供内容】

供 給 事 業 者 (被 害 者)	事 業 者 の 名 称			□⑥
	所 在 地			
	区 分	<input type="checkbox"/> 小売事業者に商品・役務を供給する事業者 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人でない社団・財団 <input type="checkbox"/> 資本金3億円以下の法人 <input type="checkbox"/> その他)		□①
違 反 被 疑 事 業 者	区 分	<input type="checkbox"/> 規模が大きいと思われる小売事業者 () <input type="checkbox"/> その他		□②
	事 業 者 の 名 称			
	所 在 地			
	電 話			
違 反 被 疑 行 為 の 具 体 的 な 事 実	日 時			
	場 所		方法	
	要 請 し た 者			
	要 請 等 の 内 容			□③
	供 給 事 業 者 (被 害 者) の 対 応 等			
転 嫁 拒 否 等 の 行 為 の 内 容 (実 施 行 為)				
違 反 被 疑 類 型 (第 3 条)	<input type="checkbox"/> 発注後の減額 <input type="checkbox"/> 買ったとき <input type="checkbox"/> 購入・利用強制 <input type="checkbox"/> 利益提供の強制 <input type="checkbox"/> 税抜き価格での交渉申出拒否 <input type="checkbox"/> 情報提供に対する報復行為			

(注) 各項目は情報提供者が話せる範囲で聴取すること。

【特記事項】

供給事業者 (被害者)からの 情報提供文書の提出	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> ⑦
調査結果の回答希望 (情報提供文書への記載)	<input type="checkbox"/> あり(該当) <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> ⑧
その他(情報提供者の懸念事項等)			
違反被疑事業者の本件取引業種	<input type="checkbox"/> 5業種 <input type="checkbox"/> その他(主務省:)		

(通知する場合: 通知元の情報通知窓口を記載)

部 局 名	省・県・市				局・部		課
役 職 ・ 氏 名							
連 絡 先	電話		MAIL				

情報受付票（②転嫁阻害表示関係）

【情報提供者等】			違反被疑情報
受付日時	平成 年 月 日（ ） : ~ :		
受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
受付者	所属		
	氏名		
情報提供者	属性	<input type="checkbox"/> 一般消費者 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	氏名		
	住所		
	連絡先		

【情報提供内容】			違反被疑情報
違反被疑事業者	名称		<input type="checkbox"/> ①
	所在地		
	連絡先		
違反被疑行為	対象商品・役務の名称、内容等		<input type="checkbox"/> ②
	表示時期		
	表示地域		
	表示媒体		
	表示内容		
	セール内容		
	表示物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
違反被疑法条（第8条）		<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
備考			

【特記事項】	
違反被疑事業者の本件取引業種	<input type="checkbox"/> 5業種 <input type="checkbox"/> その他（主務省： ）
その他（情報提供者の懸念事項等）	

（通知する場合：通知元の情報通知窓口を記載）

部 局 名	省・県・市 局・部 課		
役 職 ・ 氏 名			
連 絡 先	電話	MAIL	

消費税転嫁対策特別措置法に係る処理フロー

別添参考

